

第20回 定時株主総会 招集ご通知

【目次】

招集ご通知	4
株主総会参考書類	9
事業報告	32

※株主様へのお土産の配布はございません。

日時

2025年5月30日(金曜日)
午前10時 受付開始 午前9時

場所

東京都新宿区市谷八幡町8番地 TKP市ヶ谷ビル
TKP市ヶ谷カンファレンスセンター
8階 大ホール

議案

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- 第7号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件



2025年
2月期

TKPトピックス

シェアオフィス fabbit 運営開始

2025年2月28日にAPAMAN社からfabbit事業を承継。
fabbitはコミュニティスペース、コワーキング、レンタルオフィス、バーチャルオフィスなどを国内外21拠点運営し、会員数は約2万人。

今後はTKPとの共同出店や既存施設のfabbitへのコンバージョンを効率的に実施し、今後3年間で100拠点を国内フレキシブルオフィス業界No.1を目指す。貸会議室運営の強みを活かし、これまで以上に充実したサービスとさらなる利便性を追求する。



既存事業との シナジー効果を見込み、 ブライダル事業へ領域を拡大

2020年のエスクリ社との資本業務提携契約締結に加え、2024年12月にノバレーゼ社を連結子会社化。既存事業とのシナジー発揮・事業領域の拡大を推進する。

ノバレーゼの保有するブライダル施設の平日稼働の促進や、厨房機能の活用など営業効率の改善を主として、インバウンド需要の取り込みや出店戦略、地方創生にて両者の強みを活かす。

今後も中長期的な成長に資する新規事業の創出や持続的成長に向けた新たな挑戦をしていく。



業績と沿革

創業以来、イノベーションと成長を反復

2005年…最初の拠点「TKP六本木会議室」開設
株式会社ティーケーピー設立

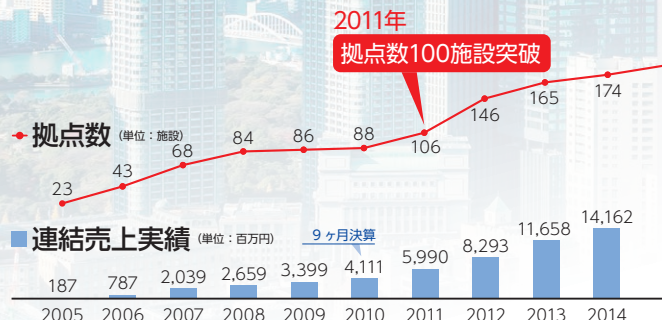
2011年…ホテル宴会事業進出

2013年…市ヶ谷に本社移転・
リゾートセミナーホテル
"レクtoorレ"開業、
宿泊型研修会場の提供開始

2014年…第一種旅行業免許取得

2015年…温泉旅館 石のやオープン

2017年…東証マザーズに上場



※2010年度より決算期を変更

※拠点数はティーケーピーがオリジナルブランドとして展開する貸会議室や宿泊研修施設等

株主の皆様には、日頃より 当社の活動にご理解とご支援を賜り、 厚く御礼申し上げます。

代表取締役社長 河野 貴輝



当社は2025年8月に創業20周年を迎えます。ここにあらためて、株主の皆さまのご理解とご支援に感謝申し上げます。

2005年の創業以来、企業向けの空間シェアリングビジネスの先駆けとして、貸会議室や宿泊施設、レンタルオフィス、その他周辺サービスを展開することにより事業規模やネットワークを拡大し、新たな空間活用ビジネス市場を創出してまいりました。

対面による研修・懇親会の底堅い需要とホテルの高稼働継続、インバウンド需要の急速な回復・増加を含め対面でのイベントの回復基調が一段と進み、当社事業における需要は堅調に推移しております。このような環境で2025年2月期Q3よりリリカラ社を連結したことにより、2025年2月期の売上高は過去最大の59,208百万円、営業利益は5,915百万円となりました。

2025年2月期は、今後の市場拡大を見据え、主力の貸会議室事業に加えてfabbit事業を譲り受け、フレキシブルオフィス市場に再参入。また、プライダル産業との連携をさらに強化するため、株式会社ノバレーゼを連結子会社化しました。ホテル・宿泊研修事業では、2025年2月末時点で30施設（開業前含む）を出店しており、今後も地方創生を兼ねた大分県内Park-PFI事業[SHONIN PARK]のオープン、TKPが運営するアパホテルのオープンを控えております。さらに、中長期的な視点における事業基盤の強化を目的に、システム投資や採用活動を実施するとともに、当社事業のさらなる成長及び事業シナジー獲得を目指して、M&Aを積極的に実行してまいりました。また、2025年1月～3月にかけては、足許の状況を鑑みて、株主還元の強化および資本効率の向上を図るため自己株式を取得いたしました。

20周年を迎える2026年2月期は、新たな成長曲線を具体化して実行し、結果につなげる一年とする決意のもと邁進してまいります。

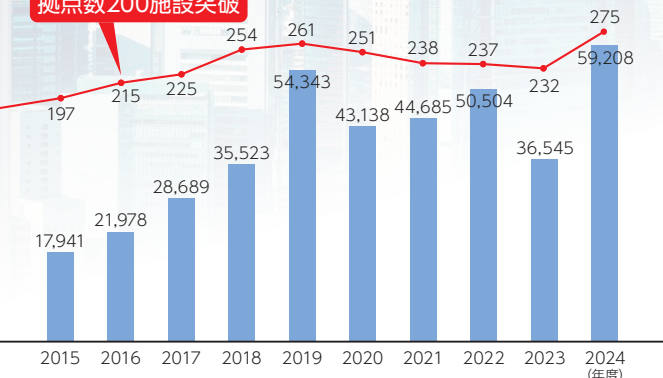
これからも主軸となる貸会議室事業とともに子会社間のシナジーを発揮し成長することで、更なる価値を創造できるよう、企業価値の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後も一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2025年5月

2016年

拠点数200施設突破



2019年…日本リージャスホールディングス株式会社
及び台湾リージャス社を子会社化

2021年…TKPの貸しオフィスブランド「Work X Office」をリリース

2023年…日本リージャスホールディングス株式会社
及び台湾リージャス社の売却

2024年…「リリカラ株式会社」を子会社化
「株式会社ノバレーゼ」を子会社化
「株式会社システムソフト」および
「APAMAN株式会社」から
レンタルオフィス事業 (fabbit) の
事業譲受に向け基本合意書を締結



その他最新のIR情報や基本情報は

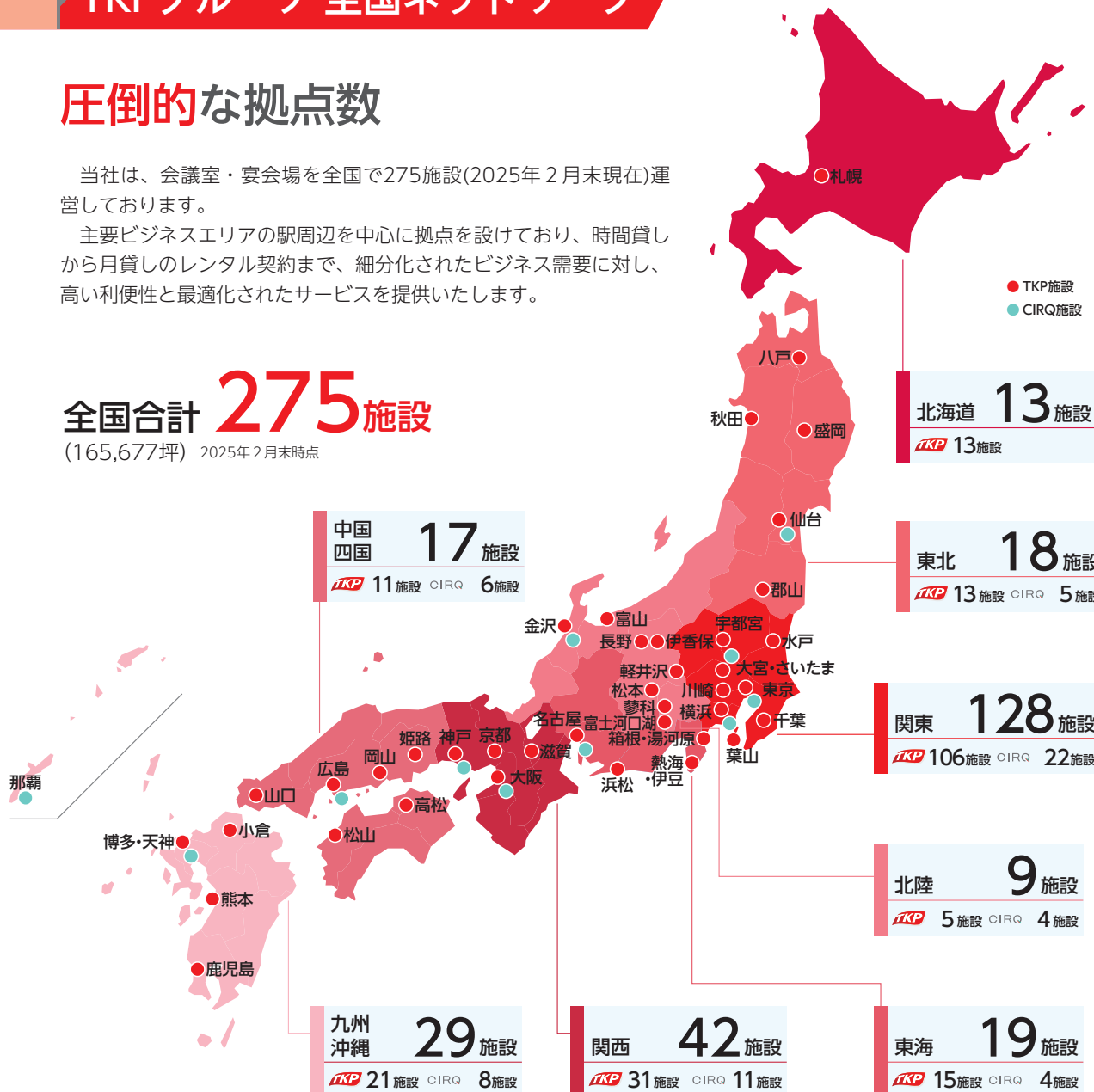


圧倒的な拠点数

当社は、会議室・宴会場を全国で275施設(2025年2月末現在)運営しております。

主要ビジネスエリアの駅周辺を中心に拠点を設けており、時間貸しから月貸しのレンタル契約まで、細分化されたビジネス需要に対し、高い利便性と最適化されたサービスを提供いたします。

全国合計 **275** 施設
(165,677坪) 2025年2月末時点



株 主 各 位

証券コード 3479
2025年 5月13日

(電子提供措置の開始日2025年 5月 8 日)
東京都新宿区市谷八幡町 8 番地

株式会社ティーケーピー

代表取締役社長 河野 貴輝

第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年 5月29日（木曜日）午後 6 時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しましては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.tkp.jp/ir/>



【東証ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記東証ウェブサイトにアクセスいただき、銘柄名(ティーケーピー)又は証券コード(3479)をご入力の上検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。)

敬 具

記

1 日 時	2025年5月30日（金曜日） 午前10時（受付開始：午前9時）		
2 場 所	東京都新宿区市谷八幡町8番地 TKP市ヶ谷ビル TKP市ヶ谷カンファレンスセンター 8階 大ホール		
3 目的事項	報告事項	1. 第20期（2024年3月1日から2025年2月28日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第20期（2024年3月1日から2025年2月28日まで） 計算書類報告の件	
	決議事項	第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件	
4 議決権の行使等についてのご案内	6頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。		

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項のうち、以下の事項につきましては、法令及び当社定款第19条の規定に基づき、本招集ご通知4頁に記載の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにもみ掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
 - ①事業報告の「新株予約権等の状況」「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況」
 - ②連結計算書類の「連結貸借対照表」「連結損益計算書」「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③計算書類の「貸借対照表」「損益計算書」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
 - ④会計監査人及び監査役会の監査報告書の「連結計算書類に係る会計監査報告」「計算書類に係る会計監査報告」「監査役会の監査報告」
 従いまして、本招集ご通知の当該書面に記載されている事業報告は、監査役及び監査役会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告の一部です。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにも、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

議決権行使についてのご案内

ご来場いただくほか、書面（郵送）による議決権行使の方法がございます。
後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、行使いただきますようお願い申し上げます。

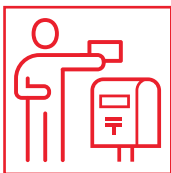


株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

日時：2025年5月30日（金曜日） 午前10時（受付開始：午前9時）

場 所： 東京都新宿区市谷八幡町 8 番地 TKP市ヶ谷ビル
TKP市ヶ谷カンファレンスセンター 8 階 大ホール



書面（郵送）で議決権を行使される場合

本招集ご通知と併せてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限：2025年5月29日（木曜日）午後6時到着分まで

議決権行使書用紙のご記入のご案内

[illegible]

※議決権行使書用紙はイメージです。

▶こちらに、議案の賛否をご記入ください。

第1号議案、第4号議案、第5号議案、第6号議案、第7号議案

- ・ 賛成の場合 ≫ 「賛」 の欄に○印
- ・ 反対する場合 ≫ 「否」 の欄に○印

第2号議案、第3号議案

- ・ 全員賛成の場合 >> **〔賛〕** の欄に○印
- ・ 全員反対する場合 >> **〔否〕** の欄に○印
- ・ 一部の候補者を反対する場合 >> **〔賛〕** の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

議決権の行使のお取扱いについて

議案に対して賛否の表示がない場合、「賛」の表示があったものとしてお取扱いいたします。

【中継会場のご案内】

本年におきましては、本株主総会を中継でご覧いただけるように、下記のとおり札幌、大阪、博多に中継会場（当該会場は、会社法上の株主総会の会場ではございません）を設け、当日のご質問の受付も致しますので、ご案内申し上げます。なお、従来行っておりましたZoomでのライブ配信は本年は行いませんので、予めご了承ください。

札幌中継会場	〒060-0002 北海道札幌市中央区北2条西2-19（アパホテル〈TKP札幌駅前〉内）3階 TKPガーデンシティ札幌駅前 ホール3B
大阪中継会場	〒553-0003 大阪府大阪市福島区福島5-4-21 TKPゲートタワービル3階 TKPガーデンシティ大阪梅田 バンケット3A
博多中継会場	〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前3-2-1 日本生命博多駅前ビル8階 TKP博多駅前シティセンター カンファレンス2

<ご注意事項>

※中継会場は、会社法上の株主総会の会場ではございませんので、当該会場での議決権行使はできません。

議決権を行使される株主様は、前頁に記載の方法にて行使いただきますようお願い申し上げます。

※中継会場にご来場される株主様は、必ず招集ご通知を会場受付にご提示ください。

※お車でのご来場はご遠慮ください。

※株主様の肖像権・プライバシー等に配慮し、中継にあたっては会場後方からの撮影とし、可能な範囲においてご出席株主様の容姿が撮影されないよういたしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございますので、併せてご了承賜りますようお願い申し上げます。

※通信環境につきましては、万全を期して準備しておりますが、回線の状況等により映像や音声に不具合が生じる場合がございます。また、中断により生じた株主様への不利益に対する責任は負いかねますので、予めご了承ください。

【事前のご質問受付のご案内】

本株主総会に関する報告事項及び議案につきまして、事前質問受付フォームより事前にご質問を承ります。
お寄せいただいたご質問は、株主総会当日に可能な限り回答させていただく方針ですが、そのすべてに回答することができない場合がございます。予めご了承ください。

【事前質問受付フォーム】

<https://reg34.smp.ne.jp/regist/is?SMPFORM=qc-makfog-e3acbc06c3e595a7d7d8d033c5d8b346>



【事前ご質問の受付期間】

2025年5月13日（火）午前9時から2025年5月26日（月）午後6時まで

※ご質問はお一人様1問、200文字以内

【お問合せ先】

株式会社ティーケーピー総務部 03-5227-8171 受付時間午前9時から午後6時まで（土・日を除く）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案

定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社の事業活動の現状に即し、現行定款第2条の事業目的について、変更、追加及び削除を行うものであります。
- (2) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることで、取締役会の監督機能を強化し、さらなる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (3) 監査等委員会設置会社では定款に定めることで取締役会が重要な業務執行の決定を広く取締役に委任することが可能となることから、より機動的な意思決定のために、この委任に関する規定の新設を行うものであります。
- (4) 機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第41条（剰余金の配当等の決定機関）を新設し、併せてその他所要の変更を行うものであります。
- (5) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更内容は以下のとおりであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本総会終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則 第1条 (条文省略)	第1章 総則 第1条 (現行どおり)
第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) (条文省略) (2) <u>ウェブセミナーの企画・運営事業</u> (3) (条文省略) (4) 事務代行業 (5) 内装工事業 (6) <u>建築工事業</u> (7) <u>電気工事業</u> (8) <u>土木工事業</u> (9) <u>建築、電気及び土木に関する企画、設計並びに監理業務</u> (10) <u>飲食店の経営</u> (11) <u>経営コンサルタント業</u> (12) (条文省略) (13) <u>インターネットにおける通信販売業</u> (14) <u>携帯電話サイト及びインターネットサイトでの動画配信</u> (15) <u>携帯電話サイト及びインターネットサイトの管理、運営と企画</u> (16) <u>携帯電話サイト及びインターネットサイトによるビジネスのコンサルティング</u> (17) <u>プロモーションの企画、運営</u> (18) <u>マーケティング及びイベント開催の企画、支援及びコンサルティング事業</u> (19) システムの設計、開発、メンテナンス (20) <u>広告代理業</u> (21) <u>駐車場の経営</u>	第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) (現行どおり) (2) <u>イベントの企画・運営事業</u> (3) (現行どおり) (4) BPO事業 (5) <u>建築工事、内装工事、電気工事、土木工事に 関する企画、設計並びに監理業務</u> (削除) (削除) (削除) (削除) (6) <u>飲食店の運営並びに運営受託業務</u> (削除) (7) (現行どおり) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (8) システムの設計、開発、メンテナンス <u>業務</u> (削除) (削除)

現 行 定 款	変 更 案
(22) ホテル、旅館及び飲食店等の運営並びに運営受託業務	(9) ホテル、旅館、 <u>宿泊研修施設、娯楽施設等の運営並びに運営受託業務</u>
(23) 不動産売買、交換、賃貸及びその仲介並びに管理業務	(10) 不動産売買、交換、賃貸並びに管理業務
(24) 不動産の所有と利用並びにコンサルタント	(削除)
(25) 損害保険の代理業及び生命保険の募集に関する業務	(削除)
(26) (条文省略)	(11) (現行どおり)
(27) 花卉の販売に関する事業	(削除)
(28) (条文省略)	(12) (現行どおり)
(29) 家具の輸入及び販売	(削除)
(30) ～ (31) (条文省略)	(13) ～ (14) (現行どおり)
(32) 映画館の企画・開発・運営	(削除)
(33) ～ (36) (条文省略)	(15) ～ (18) (現行どおり)
(新設)	(19) <u>電気通信事業法に基づく電気通信事業</u>
(37) (条文省略)	(20) (現行どおり)
第3条 (条文省略)	第3条 (現行どおり)
第4条 (機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 (機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) <u>監査役</u>	(2) <u>監査等委員会</u>
(3) 監査役会	(削除)
(4) 会計監査人	(3) 会計監査人
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
第6条～第12条 (条文省略)	第6条～第12条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第13条～第19条 (条文省略)	第13条～第19条 (現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
第20条 (員数)	第20条 (員数)
当社の取締役は、8名以内とする。	当社の取締役 <u>(監査等委員である者を除く。)</u> は、8名以内とする。

現 行 定 款	変 更 案
第21条（選任方法） 取締役は、株主総会において選任する。 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。 第22条（任期） 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。 第23条（条文省略） 第24条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。	2. 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。 第21条（選任方法） 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。 第22条（任期） 取締役（<u>監査等委員である者を除く。</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3. <u>増員又は補欠として選任された取締役（監査等委員である者を除く。）の任期は、在任取締役（監査等委員である者を除く。）の任期の満了する時までとする。</u> 4. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> 5. <u>補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> 第23条（現行どおり） 第24条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>25条（重要な業務執行の決定の委任）</u> 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、 <u>取締役会の決議をもって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u>
<u>第25条（条文省略）</u>	<u>第26条（現行どおり）</u>
<u>第26条（取締役会の議事録）</u> 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びに その他法令に定める事項については、これを議事録に記 載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名 押印又は電子署名する。	<u>第27条（取締役会の議事録）</u> 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並び にその他法令に定める事項については、これを議事録 に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印 又は電子署名する。
<u>第27条（代表取締役及び役付取締役）</u> 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2．取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、 取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定め ることができる。	<u>第28条（代表取締役及び役付取締役）</u> 取締役会は、その決議によって <u>取締役（監査等委員で ある者を除く。）の中から</u> 代表取締役を選定する。 2．取締役会は、その決議によって <u>取締役（監査等委 員である者を除く。）の中から</u> 取締役社長1名、取締 役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定める ことができる。
<u>第28条（条文省略）</u>	<u>第29条（現行どおり）</u>
<u>第29条（報酬等）</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会 社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって 定める。	<u>第30条（報酬等）</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当 会社から受ける財産上の利益は、 <u>監査等委員である取 締役とそれ以外の取締役とを区別して、</u> 株主総会の決 議によって定める。
<u>第30条（条文省略）</u>	<u>第31条（現行どおり）</u>
<u>第5章 監査役及び監査役会</u>	<u>第5章 監査等委員会</u>
<u>第31条（員数）</u> <u>当会社の監査役は、5名以内とする。</u>	(削除)
<u>第32条（選任方法）</u> <u>監査役は、株主総会において選任する。</u>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 第33条（補欠監査役） 当会社は、会社法第329条第3項の定めにより、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 2. 補欠監査役の選任決議の定足数は、第31条第2項の規定を準用する。 3. 補欠監査役の選任の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。 第34条（任期） 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。但し、前条第1項により選任された監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。 第35条（常勤監査役） 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。 第36条（監査役会の招集通知） 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。 第37条（監査役会の決議方法） 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	(削除) (削除) (削除) 第32条（監査等委員会の招集通知） 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。 (削除)

現 行 定 款	変 更 案
<u>第38条（監査役会議事録）</u> <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びに</u> <u>その他法令に定める事項については、これを議事録に記</u> <u>載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電</u> <u>子署名する。</u>	(削除)
第39条（監査役会規程） <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査</u> <u>役会において定める監査役会規程による。</u>	第33条（監査等委員会規程） <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほ</u> <u>か、監査等委員会において定める監査等委員会規程に</u> <u>よる。</u>
第40条（報酬等） <u>監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会</u> <u>社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって</u> <u>定める。</u>	(削除)
第41条（監査役の責任限定契約） <u>当会社は、会社法第427条第1項の定めにより、監査役</u> <u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法</u> <u>令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する</u> <u>契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく</u> <u>賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u>	(削除)
(新設)	<u>第34条（常勤監査等委員）</u> <u>監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中</u> <u>から常勤監査等委員を定めることができる。</u>
(新設)	<u>第35条（監査等委員会の決議方法）</u> <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監</u> <u>査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過</u> <u>半数をもって行う。</u>
(新設)	<u>第36条（監査等委員会の議事録）</u> <u>監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果</u> <u>並びにその他法令に定める事項については、これを議</u> <u>事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに</u> <u>記名押印又は電子署名する。</u>

現 行 定 款	変 更 案
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
第42条～第43条（条文省略）	第37条～第38条（現行どおり）
（新設）	<u>第39条（会計監査人の報酬等）</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て決定する。
第7章 計算	第7章 計算
第44条（条文省略）	第40条（現行どおり）
（新設）	<u>第41条（剰余金の配当等の決定機関）</u> 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
第45条（剰余金の配当の基準日） 当社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。	第42条（剰余金の配当の基準日） 当社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。 <u>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年8月31日とする。</u>
<u>第46条（中間配当）</u> 当社は、取締役会の決議によって、毎年8月31日を基準日として中間配当をすることができる。	（削除）
第47条（条文省略）	第43条（現行どおり）
（新設）	附則 <u>（監査役の責任限定契約に関する経過措置）</u> 第20回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第41条の定めるところによる。

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（5名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏名	現在の地位及び担当	第20期の取締役会出席状況
1	再任	かわのたかてる 河野貴輝	代表取締役社長CEO兼COO	15回中15回
2	新任	ながおのりひさ 長尾宗尚	—	—
3	再任	なかむらこうじ 中村幸司	取締役CFO	15回中15回
4	再任 社外	もとやふみこ 元谷芙美子	取締役	15回中15回
5	新任 社外	こばやしえいぞう 小林栄三	—	—

(注) 1. 河野貴輝氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。また、元谷芙美子氏が代表取締役を務めるアパホテル株式会社と当社の間では、フランチャイズ契約及び物件の賃貸借契約を締結しております。その他の各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 元谷芙美子氏及び小林栄三氏は、社外取締役候補者であります。

3. 元谷芙美子氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。同氏の再任をご承認いただいた場合、当社は同氏との間の上記契約を継続する予定であります。また、小林栄三氏につきましても、選任をご承認いただいた場合には、同氏との間で上記契約を締結する予定であります。

4. 小林栄三氏の選任をご承認いただいた場合は、同氏を東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。

候補者番号

1

かわ の たか てる

河野 貴輝 (1972年10月13日生)

再任



[略歴、当社における地位及び担当]

1996年 4 月	伊藤忠商事株式会社 入社	2019年10月	株式会社大分フットボールクラブ
1999年 8 月	日本オンライン証券株式会社 (現 三菱UFJ eスマート証券株式会社) 出向	2021年 6 月	株式会社エスクリ 社外取締役 (現任)
2000年 3 月	イーバンク銀行株式会社 (現 楽天銀行株式会社) 取締役営業本部長	2022年 5 月	当社 代表取締役社長CEO兼COO (現任)
2005年 8 月	当社設立 代表取締役社長		

所有する当社の株式数
1,845,400株

取締役在任年数

19年9ヶ月

取締役会出席状況

15/15回

[重要な兼職の状況]

株式会社エスクリ 社外取締役

取締役候補者としての理由及び期待する役割

当社設立時から代表取締役社長として経営を担い、また、会社経営に関する豊富な経験や知見を活かした強いリーダーシップをもってグループ全体の経営統括を行い、継続的な企業価値の向上を図っております。当社グループの経営に対する職責をこれまで十分に果たしていることから、引き続き職務を適切に遂行いただけるものと期待し、取締役の候補者いたしました。

候補者番号

2

なが お のり ひさ

長尾 宗尚 (1971年11月4日生)

新任



[略歴、当社における地位及び担当]

2002年10月	朝日監査法人 (現有限責任あずさ監査法人) 入所	2010年 4 月	アリコジャパン (現メットライフ生命保険株式会社) 財務経理部長
2006年 9 月	日興シティグループ証券株式会社 (現シティグループ証券株式会社) 入社	2016年 1 月	同社 事業費統括本部長
2009年 7 月	ドイツ証券株式会社 入社	2022年 3 月	同社 執行役員

[重要な兼職の状況]

該当事項はありません。

取締役候補者としての理由及び期待する役割の概要

監査法人及び金融・保険業界において培った財務領域に関する高度な専門性に加え、大手外資系保険会社の執行役員として経営課題及び事業運営に携わってきた経験を有しております。これらの知見を活かし、当社の常勤取締役としてグループ全体の組織運営の強化や経営の効率性向上に貢献いただけるものと期待し、取締役の候補者いたしました。

所有する当社の株式数

0株

取締役在任年数

一年

取締役会出席状況

一回

候補者番号

3

なか むら

こう じ

中村

幸司

(1972年4月9日生)

再任



[略歴、当社における地位及び担当]

1999年10月	監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所	2010年9月	株式会社TKPテレマーケティング（現 株式会社TKPコミュニケーションズ）取締役
2006年12月	当社 取締役管理部長		
2008年7月	株式会社コンビニステーション（現・株式会社コンステ）取締役	2013年9月	当社 取締役COO
		2020年3月	当社 取締役CFO（現任）

[重要な兼職の状況]

該当事項はありません。

取締役候補者とした理由及び期待する役割

公認会計士としての職務を通じて培われた財務・会計に関する専門的な知識及び経験を活かして入社当時から当社で取締役を務めており、2020年3月からは、取締役CFOとして財務戦略及び管理部門を統括し、当社グループの経営に対する職責をこれまで十分に果たしていることから、引き続き職務を適切に遂行いただけるものと期待し、取締役の候補者いたしました。

所有する当社の株式数

39,600株

取締役在任年数

18年5ヶ月

取締役会出席状況

15/15回

候補者番号

4

もと や

ふ み こ

元谷

芙美子

(1947年7月8日生)

再任

社外



[略歴、当社における地位及び担当]

1971年6月	信金開発株式会社（現 アパ株式会社）取締役（現任）	2012年6月	東京国際大学 客員教授
1980年12月	アパホテル株式会社 取締役	2015年12月	アパホールディングス株式会社 取締役（現任）
1994年2月	アパホテル株式会社 代表取締役社長（現任）	2020年11月	株式会社SHIFT 社外取締役（現任）
		2021年5月	当社 社外取締役（現任）

[重要な兼職の状況]

アパ株式会社 取締役
アパホテル株式会社 代表取締役社長
アパホールディングス株式会社 取締役
株式会社SHIFT 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待する役割の概要

経営するホテルを日本最大級のチェーングループに成長させた実績があり、宿泊事業経営に関する豊富な経験を有しております。2021年5月の就任以来、宿泊事業に関する高い見識を活かした多岐にわたる助言及び意見を取締役に提言することで、取締役会の適正な意思決定の確保に貢献していることから、引き続き職務を適切に遂行いただけるものと期待し、社外取締役の候補者いたしました。

所有する当社の株式数

1,300株

社外取締役在任年数

4年

取締役会出席状況

15/15回

候補者番号

5

こ ばやし

えい ぞう

小林

栄三

(1949年1月7日生)

新任

社外



[略歴、当社における地位及び担当]

1972年 4 月	伊藤忠商事株式会社 入社	2013年 6 月	オムロン株式会社 社外取締役
2004年 6 月	同社代表取締役 社長	2015年 6 月	日本航空株式会社 社外取締役（現任）
2010年 4 月	同社代表取締役 会長	2016年 6 月	伊藤忠商事株式会社 会長
2010年 7 月	朝日生命保険相互会社 社外監査役	2016年 6 月	株式会社日本取引所グループ 社外取締役
2011年 6 月	伊藤忠商事株式会社 取締役会長	2018年 4 月	伊藤忠商事株式会社 特別理事
		2020年 4 月	同社 名誉理事（現任）

[重要な兼職の状況]

日本航空株式会社 社外取締役

所有する当社の株式数

0 株

社外取締役在任年数

一年

取締役会出席状況

一回

社外取締役候補者とした理由及び期待する役割の概要

世界各地で事業を展開する総合商社の経営のトップとして培った多角的なグループ企業の統率における経験や、経営に関する高い見識を有しております。企業経営に関する実践的・多角的な視点から、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っていただけるものと期待し、社外取締役の候補者いたしました。

第3号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位	第20期の取締役会出席状況
1	新任社外 そがべ 義矩 曾我部 義矩	監査役（常勤）	15回中15回
2	新任社外 ながよ 明子 長與 明子	監査役	12回中12回
3	新任社外 ふるせ ともこ 古瀬 智子	監査役	12回中12回

- （注）
- 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 各候補者は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
 - 各候補者は、現在、当社の社外監査役であり、当社は各候補者との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。各候補者が監査等委員である取締役に選任された場合、当社は各候補者との間の上記契約を継続する予定であります。
 - 当社は、各候補者を東京証券取引所に独立役員として届け出ており、各候補者が監査等委員である取締役に選任された場合、当社は、引き続き各候補者を独立役員として届け出る予定であります。

候補者番号
1

そ が べ よしのり
曾我部 義矩 (1946年3月26日生)

新任 社外



【略歴、当社における地位】

1969年 4 月 株式会社日本不動産銀行（現 株式会社あおぞら銀行） 入行
1998年 5 月 アイフル株式会社 取締役
2003年 4 月 東急リバブル株式会社入社 アセット事業部開発部長
2004年 2 月 株式会社ケン・コーポレーション 監査役
2006年 5 月 当社 常勤社外監査役（現任）

【重要な兼職の状況】

該当事項はありません。

所有する当社の株式数
21,000株

監査等委員である取締役
在任年数

一年

取締役会出席状況
15/15回

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

金融業界にて培った財務業務の経験とその後の不動産業界における豊富なマネジメント経験を有しており、幅広い見地から客観的・中立的な監査をしていただいております。以上のことから、今後も監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、候補者いたしました。

候補者番号
2

なが よ あき こ
長 與 明子 (1976年8月11日生)

新任 社外



【略歴、当社における地位】

1998年10月 太田昭和監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人） 入所
2002年 4 月 公認会計士登録
2004年 8 月 税理士法人中央青山（現 PwC税理士法人） 入所
2006年 7 月 株式会社イマジカ・ロボット ホールディングス（現株式会社IMAGICA GROUP） 入社
2009年 1 月 長與公認会計士事務所 開設（現任）
2020年 3 月 やまと監査法人 入所
2020年 3 月 やまと税理士法人 入所
2020年 8 月 税理士登録
2020年 8 月 やまと税理士法人 社員（現任）
2024年 4 月 やまと監査法人 社員（現任）
2024年 5 月 当社 社外監査役（現任）

【重要な兼職の状況】

長與公認会計士事務所、やまと税理士法人 社員、やまと監査法人 社員

所有する当社の株式数
0株

監査等委員である取締役
在任年数

一年

取締役会出席状況
12回

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

公認会計士及び税理士として長年にわたり会計監査、税務等の業務に従事し、企業会計・監査・内部統制の分野において豊富な経験と深い見識を有しており、幅広い見地から客観的・中立的な監査をしていただいております。なお、同氏は直接会社の経営に関与したことはありませんが、公認会計士及び税理士として企業会計に精通していることから、今後も監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、候補者いたしました。

候補者番号
3

ふる せ とも こ
古瀬 智子 (1987年9月17日生)

新任 社外



〔略歴、当社における地位〕

2014年12月	弁護士登録	2024年5月	当社 社外監査役（現任）
2015年1月	弁護士法人東京フレックス法律事務所入所	2024年7月	株式会社CFPコンサルティング 社外監査役（現任）
2023年1月	弁護士法人東京フレックス法律事務所 パートナー（現任）	2024年9月	日本情報クリエイト株式会社 監査等委員 である社外取締役（現任）
2023年6月	EMBAアルムナイ京都株式会社 監査役		

〔重要な兼職の状況〕

弁護士法人東京フレックス法律事務所 弁護士、株式会社CFPコンサルティング 社外監査役、
日本情報クリエイト株式会社 監査等委員である社外取締役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

弁護士として長年にわたり訴訟、M&A業務、グループ再編等に従事し、企業法務の分野において豊富な経験と深い見識を有しており、幅広い見地から客観的・中立的な監査をさせていただいております。なお、同氏は直接会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士として企業法務に精通していることから、今後も監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、候補者いたしました。

所有する当社の株式数
0株
監査等委員である取締役
在任年数
一年
取締役会出席状況
12回

第4号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役（補欠の監査等委員。以下、本議案において同じ。）1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

また、本選任の効力は、補欠の監査等委員である取締役が監査等委員である取締役に就任する前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議により取り消すことができるものといたします。

補欠の監査等委員である候補者は、次のとおりであります。

氏 名	現在の地位	第20期の 取締役会出席状況
わた なべ こう へい 渡 邊 康 平	取締役	15回中15回

(注) 1. 渡邊康平氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 渡邊康平氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。

3. 渡邊康平氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、当社は同氏との間で上記契約を締結する予定であります。

4. 当社は、渡邊康平氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ており、同氏が監査等委員である取締役に選任された場合、当社は、同氏を独立役員として届け出る予定であります。

わた なべ こう へい
渡 邊 康 平

(1949年 3月26日生)

社 外



[略歴、当社における地位及び担当]

1971年 4 月	伊藤忠商事株式会社 入社	2010年 4 月	同社 取締役副会長
2000年 6 月	同社 執行役員	2011年 4 月	同社 相談役
2002年 4 月	同社 常務執行役員	2014年 4 月	同社 常勤理事
2002年 6 月	同社 代表取締役常務取締役	2014年 7 月	同社 非常勤理事（現任）
2004年 4 月	同社 代表取締役専務取締役	2015年 5 月	当社 社外取締役（現任）
2006年 4 月	同社 代表取締役副社長		

[重要な兼職の状況]

該当事項はありません。

所有する当社の株式数

0株

社外取締役在任年数

10年

取締役会出席状況

15/15回

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待する役割の概要

大手総合商社の代表取締役を務めるなど、幅広い事業分野に精通し、グローバルな市場で活躍する経営者としての豊富な経験や実績及び幅広い知見を有しております。これらの経験等を踏まえ、2015年5月の就任以来、経営全般に対する有意義かつ客観的な助言をいただいております。

以上のことから、取締役会の適正な意思決定の確保に貢献いただけるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

株主総会ご承認後の取締役会のスキルマトリックス（予定）

氏名	地位	企業経営 経営戦略	当社事業への理解 業界への知見	営業 マーケティング	オペレーション 管理・効率化	財務戦略 会計知識	組織・人材開発	法務 リスクマネジメント	ESG サステナビリティ
河野貴輝	代表取締役社長 CEO	●	●	●	●		●		●
長尾宗尚	取締役COO	●		●	●	●			●
中村幸司	取締役CFO		●		●	●	●		●
元谷美美子	社外取締役	●	●	●	●		●		●
小林栄三	社外取締役 (独立役員)	●	●	●	●		●		●
曾我部義矩	監査等委員 である取締役 (独立役員)		●	●		●		●	
長與明子	監査等委員 である取締役 (独立役員)				●	●		●	
古瀬智子	監査等委員 である取締役 (独立役員)						●	●	●

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬限度額は、2017年1月13日開催の臨時株主総会において、年額400百万円以内（うち社外取締役分が年額30百万円以内）とご承認いただき現在に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を年額400百万円以内（うち社外取締役分が年額30百万円以内）とさせていただきたいと存じます。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は、招集ご通知45頁記載のとおりですが、本議案が承認可決された場合には、当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、実質的には同様の内容としつつ、監査等委員会設置会社への移行及び本議案の内容を踏まえ所要の改定を行うことを予定しております。

本議案の内容は、上述の臨時株主総会においてご承認いただきました内容と実質的に同一であり、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職責及び昨今の経済情勢等諸般の事情を考慮し、取締役会において決定したものであることから、相当であると考えております。

現在の取締役は5名（うち社外取締役3名）であり、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名（うち社外取締役は2名）となります。

なお、本議案は、第1号議案における定款変更の効力発生を要件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案**監査等委員である取締役の報酬額決定の件**

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬額を年額30百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつぎご承認をお願いするものであります。本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、2021年5月27日の第16回定時株主総会において既存の金銭報酬枠とは別枠で、当社の取締役（社外取締役を除く。）を対象とした譲渡制限付株式報酬制度を導入し、同制度に基づき取締役（社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式の付与として発行又は処分される当社の普通株式の総額を年額200百万円以内とすること、及び本制度に基づき発行又は処分をされる当社の普通株式の総数を年8万株以内とすることにつきご承認をいただいておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社に移行することに伴い、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件」としてご承認をお願いしております報酬枠とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対して譲渡制限付株式を報酬等として付与することにつきご承認をお願いするものであります。

本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴う手続上のものであり、本制度に係る報酬枠の内容は上述の第16回定時株主総会においてご承認いただきました内容と実質的に同一であります。そのため、ストック・オプションの新たな発行は今後も行わないことといたします（既に付与済みのストック・オプションは残存するものとする。）。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。また、現在の取締役は5名（うち社外取締役3名）であります。第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認された場合、対象取締役の員数は3名となります。

1. 譲渡制限付株式の発行又は処分の方法

本議案に基づく譲渡制限付株式の発行又は処分は、当該発行又は処分に係る取締役会決議に基づき、以下のいずれかの方法で行うものいたします。

- ① 対象取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに当社の普通株式の発行又は処分を行う方法（以下「無償交付」という。）
- ② 対象取締役に対して報酬等として金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の発行又は処分を受ける方法（以下「現物出資交付」という。）

2. 対象取締役に対して付与する譲渡制限付株式の上限数及び上限額

本議案に基づき譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年8万株以内（ただし、本議案が承認された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）とし、年額200百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、上記の報酬上限額の範囲内において、①無償交付の場合は、金銭の払込み等は要しませんが、1株につき各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）その他公正な評価額として対象取締役の報酬額を算出し、②現物出資交付の場合は、当該発行又は処分に係る現物出資に充当する金銭報酬債権を支給します。なお、②の場合、当該発行又は処分の1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。

3. 対象取締役に対して付与する譲渡制限付株式の概要

本議案に基づく譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

- (1) 対象取締役は、3年間以上で当社の取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象取締役が3年間以上で当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記(2)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(2)に定める地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 当社は、法令、社内規則又は本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由とし

て当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を無償で取得する。

- (6) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (7) 上記(6)に規定する場合においては、当社は、上記(6)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

4. 譲渡制限付株式を付与することが相当である理由

本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は、以下の理由から相当なものであると判断しております。

- ① 本議案に基づく譲渡制限付株式には、対象取締役に当社の企業価値の持続的な維持・向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、中長期の期間にわたって譲渡制限が設定され、かつ、一定の事由による無償取得が定められること
- ② 本割当株式の価値を割当に係る取締役会決議の日の前営業日時点の時価で評価した金額は上記年額の上限の範囲内とし、希釈化率も軽微であること

以上

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2024年3月1日～2025年2月28日）における我が国の経済は、所得の増加による個人消費の増加や、引き続き好調なインバウンド需要による景気回復の動きがみられました。一方、2025年1月の日本銀行による政策金利の引き上げや、追加利上げの見通しにより、引き続き景気動向の注視が必要であると考えております。世界経済は、米国政権交代による保護主義政策強化や、中国経済の減速等により、依然として先行き不透明な状況が続いております。そのような中において、当社グループ事業を取り巻く環境は、企業の人的資本投資への関心、対面コミュニケーション回帰の流れや、国内旅行・インバウンドの需要増加に伴う人流の回復が進んでおり、概ね好調に推移しております。

こうした状況のもと、当連結会計年度においては、賃借物件の契約満了等に伴う退店が発生する一方、積極的な新規出店・既存施設の増床を行い、当社が運営する貸会議室及びホテル・宿泊研修施設は、前期末に比べ+43施設と大幅に増加し、合計275施設（2025年2月末時点）となりました。（注）

当社グループの主力である貸会議室事業は、オフィス回帰を受け、会議やセミナー、研修等を対面で実施する需要が高まり、それらをうまく取り込むことで、高稼働で推移しました。特に、コロナ禍から回復が遅れていた飲食を伴う懇親会の受注水準は、通年で回復基調となり、前期と比較して大きく改善し、当第4四半期連結会計期間はコロナ禍以前の水準に回復いたしました。

ホテル・宿泊研修事業においては、旅行や出張等のビジネス利用に加え、引き続きインバウンド需要の急速な回復・増加により、高稼働及び高単価で推移いたしました。継続して積極的な新規出店、既存施設の拡張・改装を実施しており、当第4四半期連結会計期間においても新ブランドホテル「グランレクトール」、フランチャイズで運営する新たなアパホテルを2施設開業し、その他施設においても出店に向けたプロジェクトを積極的に推進いたしました。これにより、当社リゾートホテル・ビジネスホテル等の宿泊サービス売上高は通期で100億円を超え、過去最高を更新いたしました。

また、当社が中長期的な企業価値向上のために注力しているM&A・政策投資に関しては、主に第2四半期連結会計期間より連結子会社化したリリカラ株式会社、当第4四半期連結会計期間より連結子会社化した株式会社ノバレーゼ、それぞれとの協業を推進いたしました。また、貸会議室事業のさらなる付加価値向上のため、2025年3月31日付で音響・照明・映像演出の設計・施工を手掛ける株式会社インターメディアを完全子会社化したことに加え、2025年4月14日付で仕出し料理事業やケータリング事業、お弁当宅配事業を展開する株式会社ハークスレイと業務提携契約を締結し、その業務提携の一環として同社グループ会社より4月24日付で株式会社味工房スイセンの発行済株式を35%取得、持分法適用関連会社となる予定です。

上記の結果、当連結会計年度における売上高は59,208百万円（前期比62.0%増）、営業利益は5,915百万円（前期比28.4%増）、経常利益は5,825百万円（前期比19.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は3,789百万円（前期比48.2%減）となり、売上高及び経常利益は過去最高を更新いたしました。なお、親会社株主に帰属する当期純利益が前年同期に比べ、大幅に減少しておりますが、これは、前連結会計年度に、それまで連結子会社であった日本リージャスホールディングス株式会社売却に伴う損失への税効果会計適用による法人税等調整額を3,260百万円計上したことによるものです。また、第2四半期連結会計期間において、リリカラ株式会社の持分法適用関連会社化による暫定的な会計処理の確定を行っており、前連結会計年度に係る各数値については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

（注）施設数の大幅な増加は、当社の新規施設に加え、第2四半期連結会計期間に持分法適用関連会社化した株式会社ノバレーゼの施設が36施設（既存ブランド「C I R Q」として追加）含まれていることによるものです。

	第19期 (2024年2月期)	第20期 (2025年2月期)	前連結会計年度比	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
売上高	36,545	59,208	+ 22,662	+ 62.0%
E B I T D A	5,949	7,743	+ 1,793	+ 30.1%
営業利益	4,607	5,915	+ 1,307	+ 28.4%
経常利益	4,862	5,825	+ 963	+ 19.8%
親会社株主に帰属する当期純利益	7,321	3,789	△3,531	△48.2%

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した当社グループの設備投資の総額は16,150百万円で、その主なものは当社が運営するホテル・宿泊研修施設の新設・改修に伴う建物及び構築物です。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金7,550百万円の調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当連結会計年度中に、株式会社システムソフト、APAMAN株式会社及びApaman Network株式会社から、会社分割（簡易吸収分割）により、「fabbitt」のブランド名で営むレンタルオフィス、コワーキングスペース、バーチャルオフィス、会議室、イベントスペース、これら事業に関するフランチャイズ事業の各事業（専門家等の紹介、M&A支援、上場支援、資金調達支援、スタートアップや中小企業の経営支援、出資に関する支援、アクセラレーションプログラム及びそれらに関する一切の事業は除きます。）に関する権利義務を承継いたしました。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当連結会計年度中に、持分法適用関連会社であったリリカラ株式会社の株式を追加取得したことにより、同社を連結子会社といたしました。

また、当連結会計年度中に、株式会社ノバレーゼの株式を取得し、持分法適用の範囲に含めておりましたが、同社の株式を追加取得したことにより、同社及びその子会社9社を連結子会社といたしました。これに伴い、同社の関連会社2社を持分法適用関連会社といたしました。

さらに、当連結会計年度中に、株式会社スペースマーケットの株式を取得したことにより、同社を持分法適用関連会社といたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

		第17期 (2022年2月期)	第18期 (2023年2月期)	第19期 (2024年2月期)	第20期 (当連結会計年度) (2025年2月期)
売上高	(百万円)	44,685	50,504	36,545	59,208
経常利益又は経常損失(△)	(百万円)	△1,585	3,062	4,862	5,825
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)	(百万円)	△3,211	△4,936	7,321	3,789
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	(円)	△79.05	△118.28	175.03	90.73
総資産	(百万円)	111,280	72,089	79,672	121,394
純資産	(百万円)	39,746	32,868	40,235	45,459
1株当たり純資産額	(円)	907.17	785.70	959.59	1,030.67

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産額は期末発行済株式数に基づき算出しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第18期の期首から適用しており、第18期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。
4. 第20期において、リリカラ株式会社の持分法適用関連会社化に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第19期については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額によっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は株式会社リバーフィールドであり、同社は当社の株式を21,152千株（出資比率52.73%）所有しております。

当社と親会社との間に営業取引はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
リリカラ株式会社	3,335百万円	53.0%	インテリア事業、スペースソリューション事業、不動産投資開発事業
株式会社ノバレーゼ	100百万円	60.0%	ブライダル事業、レストラン特化型事業

当連結会計年度において、持分法適用関連会社であったリリカラ株式会社の株式を追加取得したことに伴い、連結の範囲に含めております。

また、当連結会計年度において、株式会社ノバレーゼの株式を取得し、持分法適用の範囲に含めておりましたが、同社の株式を追加取得したことに伴い、当連結会計年度末より同社及びその子会社9社を連結の範囲に含めております。

③ 重要な関連会社の状況

株式会社スペースマーケットは、当社が議決権の21.2%を所有しており、同社は当社の持分法適用関連会社であります。なお、当社は、当連結会計年度に同社の株式を取得し、持分法適用の範囲に含めております。

また、当連結会計年度において、リリカラ株式会社の株式を追加取得し連結の範囲に含めたことに伴い、持分法適用の範囲から除外しております。

さらに、当連結会計年度において、株式会社ノバレーゼの株式を取得し、持分法適用の範囲に含めておりましたが、同社の株式を追加取得し連結の範囲に含めたことに伴い、当連結会計年度末より持分法適用の範囲から除外しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループの中核事業は、遊休不動産に付加価値を加え、フレキシブルスペースとして提供することで空間を再生する空間再生流通事業であり、フレキシブルスペースの周辺サービスを開発することで事業拡大を目指しております。

事業拡大のため、当社グループは以下の課題に取り組んでまいります。

① 効率的な出退店戦略の実施

当社グループの事業の強みは、様々な経済条件を駆使し、遊休不動産を主に賃貸契約により確保する不動産開発であります。

当社グループは、継続的に不動産開発機能の強化を行い、不動産市況に応じて敏捷に新規出店や撤退の判断を行うことで、賃借する不動産ポートフォリオの入れ替えを行い、事業モデルの向上を図ってまいります。

② 付加価値サービスの見直し・拡充による利益率の向上

当社グループは、これまでフレキシブルスペースに付随する様々なサービスを開発し、顧客にワンストップで提供することで付加価値を生み出してまいりました。社会が変化する中で求められるサービスを敏感に捉えて商品化し、利用顧客へ提案していくことで、顧客満足度と利益率の向上を図ります。

③ グループシナジーの創出

当社は、上記①及び②の課題に対して、積極的な政策投資・M&Aを戦略的に実行しております。グループ会社間における連携を強化し、事業シナジーの創出・事業運営と経営の効率化を図ります。

④ システムを駆使した営業・予約の最適化

フレキシブルスペースの需要拡大のためには、顧客データベースに基づく付加価値の高い提案営業と、より容易な予約システムの整備による予約管理の効率化が重要となります。当社はシステム構築に適切な投資を行うことで、適時適切なコンサルティング提案を行い、企業のフレキシブルスペースの需要獲得を推進してまいります。また、予約システムの簡略化により、フレキシブルスペース事業の運営効率の向上を図ります。

⑤ 人材の確保と育成

社会の環境が大きく変化する中、多様な能力や経験が必要とされるようになり、営業・オペレーション・不動産開発・管理等各部門において、当社グループに最適な人材を獲得していく必要があります。当社グループは中長期的視点に基づき、新卒・通年採用を強化して採用活動を行っていくとともに、有能な人材の確保及び従業員育成を徹底してまいります。

⑥ 管理体制の強化

上場企業としての市場の信頼を獲得し続けるため、事業規模や事業展開にあわせた組織体制及び内部管理体制の改善・強化を図ることが重要かつ基礎的な課題であると認識しております。当社は管理体制の更なる改善を目指し、実効性のあるシステムの整備、経営の効率化や経営資源の最適化を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2025年2月28日現在)

当社グループは、当社、連結子会社24社及び持分法適用関連会社3社により構成されており、当社が創業より運営している、遊休不動産を活用して付加価値を加え、総合的な空間サービスを提供することでその価値を再生する「空間再生流通事業」、当社の連結子会社であるリリカラ株式会社が運営するインテリア事業、スペースソリューション事業及び不動産投資開発事業を領域とした「リリカラ事業」、同じく当社の連結子会社である株式会社ノバレーゼが展開するブライダル事業及びレストラン特化型事業を領域とした「ノバレーゼ事業」の3つを報告セグメントとしております。

当社の主要事業である空間再生流通事業の特徴としては、以下の点があげられます。

- ① 圧倒的な拠点ネットワークと認知度による集客力、フレキシブルスペースの豊富な管理運営実績を活かし、単にスペースを転貸するだけでなく、スペースの利用に付随する料飲、備品レンタル、宿泊施設、移動手配、イベントの制作・運営サポート等の様々なサービスを利用顧客に応じてワンストップで提供し、収益機会の拡大に取り組んでいる点
- ② 遊休資産（不採算資産、不稼働時間が多い不動産）を保有する不動産オーナーを、フレキシブルスペースの主な仕入ターゲットとすることで、不動産の調達単価を引き下げ、比較的安価で顧客へのサービス提供を実現している点

フレキシブルスペースの具体的な用途としては、会議、セミナー、講演会、研修、人材採用、試験会場、懇親会、展示会、レンタルオフィス等多岐にわたっております。現在、テレワークの浸透による企業内のオフィス縮小化や分散化が勢いを増しており、当社グループが運営するフレキシブルスペースに対する需要は今後も拡大するものと予想されます。また、フレキシブルスペースの利用顧客は業種や規模を問わず多種多様であり、利用の多くをリピーターが占めている点も当社グループの強みであります。

(6) 主要な営業所 (2025年2月28日現在)

当社

本 社	東 京 都 新 宿 区
北 海 道 支 店	北 海 道 札 幌 市
東 北 支 店	宮 城 県 仙 台 市
横 浜 支 店	神 奈 川 県 横 浜 市
中 部 支 店	愛 知 県 名 古 屋 市
関 西 支 店	大 阪 府 大 阪 市
中 四 国 支 店	広 島 県 広 島 市
九 州 支 店	福 岡 県 福 岡 市

子会社

リリカラ株式会社	東 京 都 新 宿 区
株式会社ノバレーゼ	東 京 都 中 央 区

(7) 使用人の状況 (2025年2月28日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数 (名)	前連結会計年度末比増減 (名)
空間再生流通事業	1,233 (629)	162 (88)
リリカラ事業	534 (171)	534 (171)
ノバレーゼ事業	1,130 (289)	1,130 (289)
合 計	2,897 (1,089)	1,826 (548)

- (注) 1. 使用人数は就業人員数であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、各連結会計年度の平均人員数を（）外数で記載しております。
2. 当連結会計年度より報告セグメントを変更したため、前連結会計年度末比増減については、前連結会計年度の数値を変更後の報告セグメントに組み替えて比較しております。
3. 使用人数が前連結会計年度末に比べ1,826名増加したのは、主としてリリカラ株式会社及び株式会社ノバレーゼの連結子会社化並びに業容拡大に伴う定期及び期中採用によるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数 (名)	前事業年度末比増減 (名)	平均年齢	平均勤続年数
1,212 (615)	160 (89)	36.5歳	4.3年

- (注) 1. 使用人数は就業人員数であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員数を（）外数で記載しております。
2. 使用人数が前事業年度末に比べ160名増加したのは、主として業容拡大に伴う定期及び期中採用によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年2月28日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社みずほ銀行	8,704
株式会社三菱UFJ銀行	7,812
株式会社三井住友銀行	6,054

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年2月28日現在)

① 発行可能株式総数	84,000,000株
② 発行済株式の総数	42,411,985株
③ 株主数	18,865名
④ 大株主	

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
株式会社リバーフィールド	21,152	52.73
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,565	6.39
株式会社井門コーポレーション	2,543	6.34
河野 貴輝	1,845	4.60
THE BANK OF NEW YORK 133612	1,041	2.59
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	379	0.94
住友生命保険相互会社	195	0.48
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC I SG (FE-AC)	183	0.45
細野 廣美	172	0.42
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD	109	0.27

(注) 1. 当社は、自己株式を2,302,507株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	23,800株	2名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(注)当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告44頁「2.（2）③取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2025年2月28日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 CEO兼COO	河野 貴輝	株式会社エスクリ 社外取締役
取締役 CFO	中村 幸司	—
取締役	辻 晴雄	—
取締役	渡邊 康平	—
取締役	元谷 芙美子	アパ株式会社 アパホテル株式会社 アパホールディングス株式会社 株式会社SHIFT 取締役 代表取締役社長 取締役 社外取締役
常勤監査役	曽我部 義矩	—
監査役	長與 明子	長與公認会計士事務所 やまと税理士法人 やまと監査法人 公認会計士 社員 社員
監査役	古瀬 智子	弁護士法人東京フレックス法律事務所 株式会社CFPコンサルティング 日本情報クリエイティブ株式会社 パートナー 社外監査役 社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 取締役 辻晴雄氏、渡邊康平氏及び元谷芙美子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 曽我部義矩氏、長與明子氏及び古瀬智子氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、社外取締役 辻晴雄氏、渡邊康平氏及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役の報酬等の内容に係る決定方針等

当社は、2021年5月27日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

取締役報酬は、月例の固定金銭報酬とし、各取締役の役位、職責等に応じて設定する。

b. 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬等は、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的に、取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」とする。）に対して譲渡制限付株式を付与するものとする。

株式の種類は当社普通株式とし、当社と対象取締役の間では譲渡制限付株式割当契約を締結するものとする。譲渡制限付株式の発行又は処分は、当該発行又は処分に係る取締役会決議に基づき、以下のいずれかの方法で行うものとする。

- ・対象取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに当社の普通株式の発行又は処分を行う方法（以下「無償交付」とする。）

- ・対象取締役に対して報酬等として金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の発行又は処分を受ける方法（以下「現物出資交付」とする。）

無償交付の場合は、1株につき各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）その他公正な評価額として対象取締役の報酬額を算出し、現物出資交付の場合は、当該発行又は処分に係る現物出資に充当する金銭報酬債権を支給する。

なお、現物出資交付の場合、当該発行又は処分の1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定する。

譲渡制限付株式の導入に伴い、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の新たな発行は行わないものとする。既に付与済みのストック・オプションは残存するものとする。

c. 基本報酬の額及び非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合は、固定金銭報酬を基本とする。非金銭報酬は取締役会での検討を行う。取締役会（d.の委任を受けた代表取締役社長）は、取締役会の検討結果を尊重の上、当該取締役会で示された種類別の報酬割合の範囲内で、取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

d. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別報酬額は、取締役会が、代表取締役社長に対して、各取締役の基本報酬の額及び非金銭報酬の個人

別割当数その他具体的な内容の決定の委任を行う旨の決定を行い、当該委任に基づき、代表取締役社長が取締役の個人別報酬額を決定するものとする。取締役の個人別報酬額の決定にあたり、代表取締役社長は他の常勤取締役と協議し、当社グループの経営戦略達成に向けた各取締役の役割に応じて決定するものとする。

ロ. 監査役の報酬等の内容に係る決定方針等

監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から固定報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は監査役の協議によって決定しております。

ハ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	176 (12)	145 (12)	－	30 (－)	5 (3)
監査役 (うち社外監査役)	14 (13)	14 (13)	－	－	5 (4)
合 計 (うち社外役員)	191 (26)	160 (26)	－	30 (－)	10 (7)

- (注) 1. 上表には、2024年5月31日開催の第19回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役2名 (うち社外監査役1名) を含んでおります。なお、当事業年度末日現在の会社役員の員数は、取締役5名 (うち社外取締役3名)、監査役3名 (うち社外監査役3名) であります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2017年1月13日開催の臨時株主総会において、年額400百万円以内 (うち社外取締役分が年額30百万円以内) と決議いただいております。当該株主総会終結時点で対象となる取締役の員数は、5名 (うち社外取締役3名) であります。
4. 上記の報酬枠とは別枠で、2021年5月27日開催の第16回定時株主総会において、取締役 (社外取締役を除く。) に対して、譲渡制限付株式報酬額として年額200百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点で対象となる取締役の員数は、3名であります。
5. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「イ. 取締役の報酬等の内容に係る決定方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (1) ⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
6. 監査役の報酬限度額は、2017年1月13日開催の臨時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点で対象となる監査役の員数は、3名 (うち社外監査役2名) であります。

二. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長 CEO兼COO河野貴輝に対し、各取締役の基本報酬の額及び非金銭報酬の個人別割当数その他具体的な内容の決定を委任しております。その内容は上記の当社の取締役の報酬等の内容に係る決定方針等の「d.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項」のとおりです。

また、代表取締役社長に委任した理由は、当社グループをとりまく環境や経営状況等を最も熟知し、業務執行を統括する代表取締役社長が総合的に適していると判断したためです。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 重要な兼職の状況については、「①取締役及び監査役の状況」に記載のとおりです。
- ・ 取締役 元谷芙美子氏の兼職先であるアパホールディングス株式会社及び株式会社SHIFTと当社との間に特別の利害関係はありませんが、アパホテル株式会社と当社との間でフランチャイズ契約及び物件の賃貸借契約を締結しているほか、アパ株式会社からは固定資産を購入しております。
- ・ 監査役 長與明子氏の兼職先である長與公認会計士事務所、やまと税理士法人及びやまと監査法人と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- ・ 監査役 古瀬智子氏の兼職先である弁護士法人東京フレックス法律事務所、株式会社CFPコンサルティング及び日本情報フリエイト株式会社と当社との間には、特別の利害関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 辻 晴 雄	当事業年度に開催した取締役会15回の全てに出席し、主に長年経営に携わった豊富な経験と幅広い見識から助言・提言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 渡 邊 康 平	当事業年度に開催した取締役会15回の全てに出席し、主にグローバルな市場での企業経営における豊富な経験と幅広い見識から助言・提言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 元 谷 芙美子	当事業年度に開催した取締役会15回の全てに出席し、主に宿泊事業に関する豊富な経験と幅広い見識から助言・提言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役 曾我部 義 矩	当事業年度に開催した取締役会15回及び監査役会12回の全てに出席し、主に金融、財務及び不動産に関する豊富な経験と幅広い見識から発言を行っております。
監査役 長 與 明 子	2024年5月31日の就任以降、当事業年度に開催した取締役会12回及び監査役会9回の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。
監査役 古 瀬 智 子	2024年5月31日の就任以降、当事業年度に開催した取締役会12回及び監査役会9回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報酬等の額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	123
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	126

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

③ 非監査業務の内容

当社の子会社は、会計監査人に対して、監査受託のための調査業務についての対価を支払っております。

④ 当社の会計監査人以外の監査法人による子会社の監査状況

当社の子会社であるリリカラ株式会社及び株式会社ノバレーゼは、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑥ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は創業より、積極的な先行投資により事業を急速に拡大してまいりました。内部留保の充実を図り、M&Aや不動産開発等を含む事業拡大に向けた投資や、経営基盤の強化に充当し、より一層の業容拡大及び企業価値最大化を実現することが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。そのため、当社は創業以来、利益配当を実施いたしておりません。

しかしながら、株主への利益還元については重要な経営課題であると認識しており、今後、経営成績及び財政状態を総合的に勘案し、利益配当を検討していく所存でございます。

なお、機動的かつ柔軟な利益還元の一環として、当連結会計年度中に約35億円の自己株式取得を発表・実行（2025年3月19日終了）しており、2026年2月期におきましても、35億円の自己株式取得を予定しております（2025年4月14日発表）。今後も、財務状況、株価の動向等を勘案しながら、資本効率の向上を目的として、機動的に実施してまいります。

以上

株主優待情報

株主の皆様の日頃からのご支援に感謝するとともに、当社グループの施設およびサービスを体験頂き、より多くの皆様に当社グループへのご理解と継続的なご支援を頂くことを目的として、**当社株式の保有数に応じた株主優待制度を導入しております。**この機会に是非ご利用ください。

●対象となる株主様

毎年2月末日時点の当社株主名簿に記載または記録された当社株式100株(1単元)以上保有の株主様を対象といたします。

●株主優待の内容

当社株式を100株(1単元)以上保有の株主様お一人につき、保有株式数に応じて右記の金額の**当社宿泊施設等のご優待券**を贈呈いたします。

保有株式数	優待内容
100株～500株未満	10,000円券× 1枚
500株～1,000株未満	10,000円券× 3枚
1,000株～2,000株未満	10,000円券× 5枚
2,000株～4,000株未満	10,000円券× 10枚
4,000株以上	10,000円券× 20枚

ご利用方法

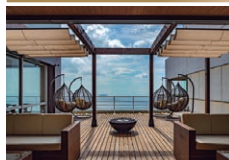
同封の株主優待券または下記の当社ホームページをご覧ください。

<https://ir.tkp.jp/stock/benefit.html> ▼

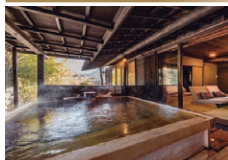


対象施設のご案内

ISHINOYA熱海



石のや伊豆長岡



ベイサイドホテル アジュール竹芝



鉄板焼 天燈 RanTan



グランレクトーレ 湯河原



TKPサンライフ ホテル



TKPレクトーレ 熱海桃山



TKPレクトーレ 熱海小嵐



レクトーレ 羽生TERRACE



SHONIN PARK



TKPバルICHIGAYA

おまかせ会席 漣～さざなみ～

Bright Coast -ブライトコースト-

ウェディングヒル東京ベイ幕張

日本料理 伊勢

ル・ブション

アジュールウェディング

SHONIN PARK内レストラン

株主総会会場のご案内

会 場

〒162-0844 東京都新宿区市谷八幡町8番地 TKP市ヶ谷ビル
TKP市ヶ谷カンファレンスセンター 8階 大ホール

アクセス

▶ J R 総 武 線

市ヶ谷駅

→ 徒歩2分

▶ 東京メトロ南北線

市ヶ谷駅

7番出口 → 徒歩1分

▶ 東京メトロ有楽町線

市ヶ谷駅

4番出口 → 徒歩2分

▶ 都 営 新 宿 線

市ヶ谷駅

4番出口 → 徒歩2分

※A4出口ではございませんので、ご注意ください。



ご注意ください

都営新宿線をご利用のお客様は
4番出口とA4出口がございまして、
お間違えのございませんようお願いください。

UD FONT 見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。

